

## 別紙 1

### 1 設計業務及びその他の業務

設計業務及びその他の業務は、埼玉西部消防組合標準委託契約約款の一部を追加又は読み替えて適用するものとする。

埼玉西部消防組合標準委託契約約款	埼玉西部消防組合建設工事標準請負契約約款
(建築設計業務に係る著作権の帰属) 第5条 この契約の成果物に係る一切の権利は、発注者に帰属する。	埼玉西部消防組合標準委託契約約款 第5条 を 追加適用する。
	(監督員) 第8条 第2項 第1号「現場代理人」を「現場責任者又は技術管理者」に読み替える。
(現場責任者及び技術管理者) 第9条 受注者は、現場責任者及び技術管理者又はそのいずれかを定め、書面(様式第2号及び様式第3号)をもって発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。ただし、発注者が必要がないと認めるときは、この限りでない。 2 現場責任者は、業務の現場に常駐し、業務の履行に関し指揮監督をしなければならない。 3 技術管理者は、業務の履行の技術上の管理をつかさどらなければならない。 4 現場責任者及び技術管理者は、これを兼ねることができる。	(現場代理人及び主任技術者等) 第10条 を 埼玉西部消防組合標準委託契約約款 第9条に読み替える。

### 2 機器等の製造・調達

機器等の製造・調達は、埼玉西部消防組合標準委託契約約款の一部を追加又は読み替えて適用するものとする。

埼玉西部消防組合物品購入契約約款	埼玉西部消防組合建設工事標準請負契約約款
(納入方法等) 第4条 受注者は、契約期間中、その都度、発注者の指定する期限までに、発注者の指定する物品を納入するものとする。 2 受注者は、物品の納入を完了したときは、直ちに文書により発注者に通知しなければならない。 3 受注者は、当該物品の納入に際し、運搬、据付け又は調整等を要するものについては、受注者の費用で行うものとする。	埼玉西部消防組合物品購入契約約款 第4条 を 追加適用する。